

土地利用計画図

開発許可
年月日

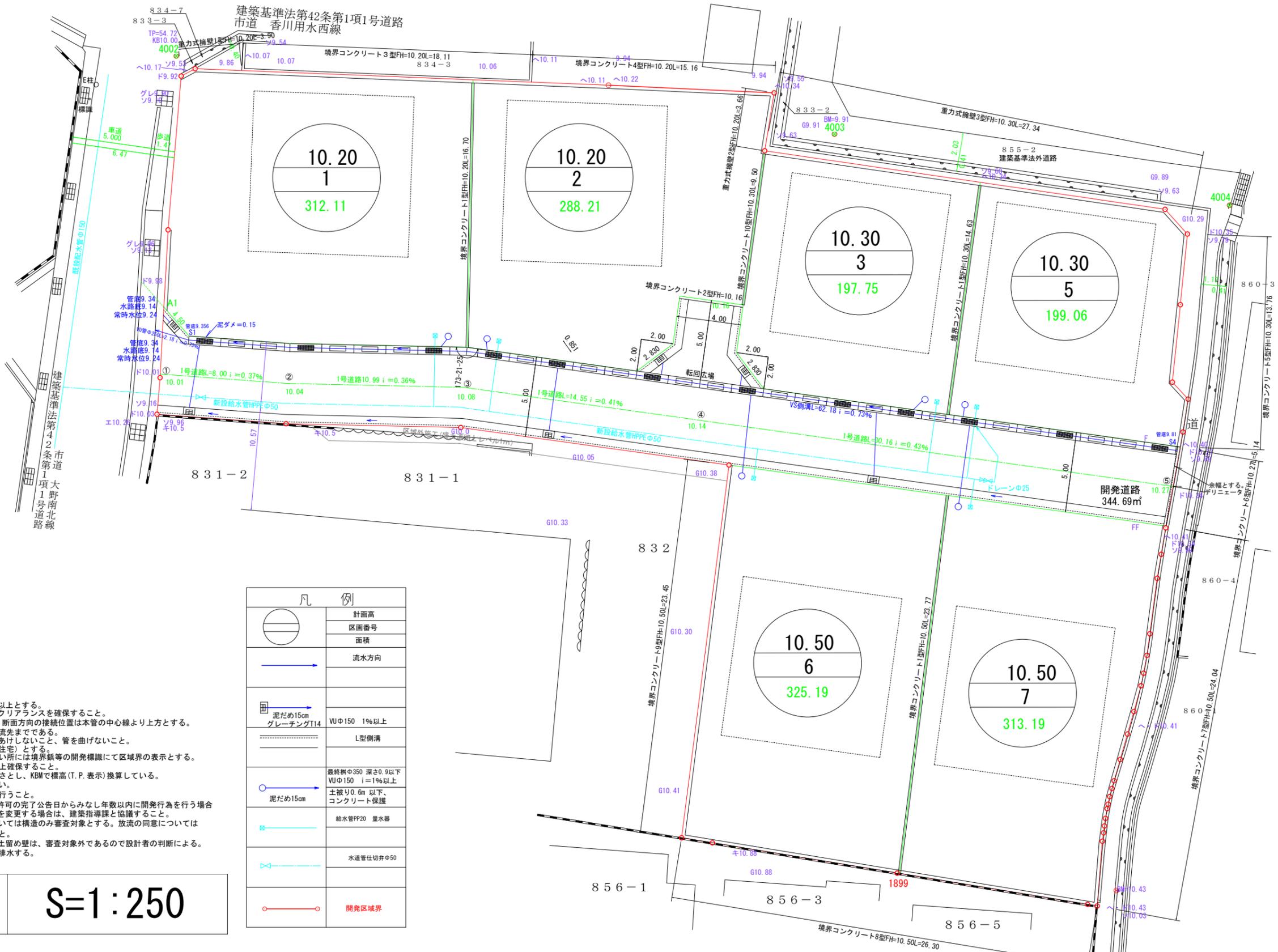
第 令和
R7-101 8
号 年 1
月 30
日

申請者

アイラックホーム株式会社
代表取締役 増元 浩二

作成者
住所・氏名

高松市円座町1580番地10
土地家屋調査士
宅地建物取引士
二級建築士
岡野上 竜二 (印)



縮 尺

S=1:250

宅内排水の土被りは20cm以上とする。
 管交差部分は10cm以上のクリアランスを確保すること。
 取付管の勾配は1%以上とし、断面方向の接続位置は本管の中心線より上方とする。
 開発協議は最終樹から一次放流先までである。
 街路樹の放流管は樹の角を穴あけしないこと、管を曲げないこと。
 予定建物の用途は（一戸建て住宅）とする。
 開発区域において構造物が無い所には境界線等の開発標識にて区域界の表示とする。
 本管上での取付間隔は1m以上確保すること。
 図面内の高さの表記は任意高さとし、KBMで標高(T.P.表示)換算している。
 電柱を開発道路内に設置しない。
 施工前に地下埋設物の確認を行うこと。
 本開発区域に隣接して本開発許可の完了公告日からみなし年数以内に開発行為を行う場合
 及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。
 開発区域内の法定外水路については構造のみ審査対象とする。放流の同意については
 管理者と十分に協議を行うこと。
 30cm未満の高差に用いる土留め壁は、審査対象外であるので設計者の判断による。
 汚水は合併浄化槽にて処理し排水する。